

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	西清掃事務所機械警備業務
発 注 課	環境事業部 業務課
選 定 事 業 者	北陽警備保障株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は西清掃事務所の警備を行うものである。</p> <p>当初、同事務所は令和7年度に竣工予定であったものの、移転時期については未定であった。新事務所の供用開始までは現西清掃事務所の使用を継続することとなり、当該機械警備業務の委託も引き続き必要な状況となるが、移転時期が見通せない状況であったため、最低限の期間として令和5年10月1日から令和7年3月31日の履行期間で、上記選定業者と複数年契約を締結していた。その後、工事スケジュールの状況等により、新西清掃事務所の供用開始が令和8年度の春～夏頃となる見込みがついたため、少なくとも令和7年度末までの契約が必要である。</p> <p>警備業務については、その性質上、契約の履行品質確保や労働者の雇用安定化の観点から、長期継続契約による複数年契約を導入しているところであり、仮に、契約の相手方が現契約の受託者から変更となった場合、安定的な役務の提供に支障をきたすおそれがあり、また、労働者やセンサー等の設備にかかる初期投資を1年間という短い期間で回収せざるを得なく、契約金額も高めとなることから、本市にとって不利となるおそれがある。</p> <p>これを、現契約の受託者と契約した場合、役務内容に習熟し、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役務の提供が受けられるとともに、現契約額以下での契約が見込まれる。</p> <p>以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、上記選定業者に特定する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決 定 日	令和7年3月4日